

別表1（第2条第3号、第7号、第9号、第10号、第11号関係）

補助事業の要件

(1)	老朽木造住宅の要件	<p>以下に定める要件のすべてを満たすこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> 昭和56年5月31日以前に新築された木造住宅であると固定資産（家屋）評価証明書等により証明されたもの。ただし、道路に接する長さが2m未満の敷地に存する昭和26年以降に新築されたものは除く。また、昭和26年以降に建築された道路中心より2mの範囲に存する部分及び昭和56年6月1日以降に増築又は改築された部分の除却に要する費用は補助の対象とせず、補助対象面積は固定資産（家屋）評価証明書を基に算出するものとする。 差押処分、仮差押処分、処分禁止の仮処分を受けていないこと。 大阪市営、大阪府営、都市再生機構、公社住宅等の公的事業主体が所有又は管理する住宅でないこと。 法第9条若しくは第10条又は空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第22条に規定する措置が命じられていないものであること。
(2)	防災空地となる土地の要件	<p>以下に定める要件のすべてを満たすこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> 重点対策地区の区域内であること。 現に別表1(1)の要件を満たす老朽木造住宅が存するものであること。 面積が50m²以上であると固定資産（土地）評価証明書等により証明されたもの。ただし、当該面積には、現況の道の範囲内の面積は算入しない。 位置及び形状が周辺の防災性の向上に資すると認められるもの。 避難に有効な大規模な空地や幹線道路に隣接しないこと。 大阪市営、大阪府営、都市再生機構、公社住宅等の公的事業主体が所有又は管理するものでないこと。 土地所有者が大阪市に原則として3年間、無償で貸与すること。 差押処分、仮差押処分、処分禁止の仮処分を受けていないこと。
(3)	補助事業者の要件	<p>補助事業者及び補助事業者と同一世帯の老朽木造住宅（補助対象事業にかかるもの）の所有権を有する者（以下「建物所有者」という。）について、大阪市における以下の税の滞納がないこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> 個人にあっては個人市民税、法人にあっては法人市民税 所有する全ての土地・家屋にかかる税（固定資産税・都市計画税）
(4)	防災空地となる土地の整備要件	<p>以下に定める要件のすべてを満たすこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> 災害時の避難等に役立つ空間として整備すること。 舗装の種類は、土舗装、砂利舗装、アスファルト舗装、インターロッキング舗装、コンクリート舗装その他これらに類するものとすること。 排水に支障がないよう排水設備等を設けること。 防災空地の利用規則、その他の必要な事項を記した標識を見やすい場所に設置すること。
(5)	維持管理	<ul style="list-style-type: none"> 防災空地を災害時の避難等に役立つ空間として、責任を持って日常的に維持管理すること。 公共の用に供するものとして、防災空地を常時開放すること 維持管理状況報告書（様式21）により、年に1度、防災空地の維持管理の状況を報告すること。

別表2 様式一覧

事業計画承認申請書	様式 1	
事業計画書	様式 1－1	
位置図		除却する建物、敷地、道路等の位置を示すこと
除却する建物の配置図		*昭和 26 年以降に建築された部分がある場合
計画概要図（整備事業）		防災空地となる土地の面積を示すこと
固定資産（土地）評価証明書		
登記事項証明書・登記簿謄本（土地）		
補助事業者一覧	様式 1－2	*補助事業者が複数の場合
委任状（代表申請者を除く全員）	様式 1－3	代表申請者を除く全員の委任状を添付すること
補助事業者が、土地の所有権等を有する者の配偶者又は一親等内の親族であることを証する公の書類		*補助事業者が、土地の所有権等を有する者の配偶者又は一親等内の親族である場合
納税証明書 (市民税、固定資産税及び都市計画税)		補助事業者が複数の場合は全員の納税証明書が必要 補助事業者と同一世帯の建物所有者がいる場合、建物所有者全員の納税証明書が必要 市民税が非課税の場合は、納税証明書（市民税）に替えて課税（所得）証明書を添付すること
除却建物一覧	様式 1－4	除却する建物全てを棟ごとに記入すること
固定資産（家屋）評価証明書		棟明細の表記があり、建築年、共有者氏名が付記されていること 家屋の所在が登記事項証明書等に記載されている所在と異なる場合は、登記簿上の所在が付記されていること
登記事項証明書・登記簿謄本（建物）		申請にかかる除却建物全てにかかるもの
除却建物の外観写真		1 棟あたり 2 方向程度
承諾書（建物）	様式 1－5	*補助事業者以外に建物所有者がいる場合 補助事業者を除く建物所有者全員の承諾書と印鑑登録証明書を添付すること 必要事項が記入されている場合は様式によらなくともよい
誓約書	様式 1－6	
承諾書（土地）	様式 1－7	*補助事業者以外に土地の所有権等を有する者がいる場合 補助事業者を除く土地の所有権等を有する者全員の承諾書と印鑑登録証明書を添付すること 必要事項が記入されている場合は様式によらなくともよい
他制度との適用区分一覧表	様式 1－8	*他制度と併用する場合
その他必要と認める書類		
事業計画承認通知書	様式 2	

不承認通知書	様式 3	
事業実施協定の再締結申出書	様式 4	
補助金交付申請書	様式 5	
位置図		除却する建物、敷地、道路等の位置を示すこと
計画概要図（整備事業）		*整備事業が補助対象事業の場合 防災空地となる土地の面積を示すこと
交付申請額内訳書【除却事業】	様式 5－1	
交付申請額内訳書【整備事業】	様式 5－2	
見積書		
工事に未着手であることを証する書類		*第 6 条第 1 項ただし書に基づき補助金交付申請を行う場合
その他必要と認める書類		
補助金交付決定通知書	様式 6	
工事着手届	様式 6－2	*第 9 条第 2 項の規定により工事に着手した場合
補助金不交付決定通知書	様式 7	
補助金交付申請取下書	様式 8	
補助金交付申請取下承認通知書	様式 9	
事業計画変更等承認申請書	様式 10	
変更内容を説明する資料		
その他必要と認める書類		
補助金交付変更承認申請書	様式 11	
交付申請額内訳書【除却事業】	様式 11－1	
交付申請額内訳書【整備事業】	様式 11－2	
変更承認に必要な書類等（変更内容が確認できる書類等）		
変更部分の工事に未着手であることを証する書類		第 10 条第 1 項ウに基づき申請する場合
その他必要と認める書類		
事業計画変更等承認通知書	様式 12	
補助金交付変更承認通知書	様式 13	
事業計画承認及び交付決定取消通知書	様式 14	
補助金事情変更による交付決定取消・変更通知書	様式 15	
完了報告書	様式 16	交付申請額が変更となる場合は、事前に補助金交付変更承認申請を行うこと
工事請負契約書等の写し		補助事業者が工事契約していることが確認できる工事契約書等の写しを添付すること
完成写真		
工事費の支払いを証する書類		領収書及びその他支払いを証明する書類

領収書遅延理由書	様式 16-1	領収書遅延理由書を提出する場合は、請求書の写しを添付すること 補助金請求の際に工事費の支払いを証する書類（領収書及びその他支払いを証明する書類）を添付すること
その他必要と認める書類		
完了報告書	様式 16 の 2	
工事請負契約書等の写し		補助事業者が工事契約していることが確認できる工事契約書等の写しを添付すること
完成写真		
その他必要と認める書類		
補助金の額の確定通知書	様式 17	
検査適合通知書	様式 17 の 2	
請求書		
その他必要と認める書類		
実施協定及び貸借契約解除申出書	様式 18	* 第 18 条第 1 項第 4 号イに該当する場合はそれを証する書類を添付すること
実施協定及び貸借契約解除通知書	様式 19	
補助金交付決定取消兼返還請求書	様式 20	
維持管理状況報告書	様式 21	

※ 原本の写しの提出を可とする。ただし、当該書類に疑義が生じた場合はその原本の提示を求めることがある。なお、写しと表記があるものについては、写しのみとする。

別表 3 重点対策地区（第 2 条第 12 号関係）

区名	町丁目
城東区	鴫野東3丁目、天王田
東成区	大今里西3丁目、玉津3丁目、 東小橋3丁目(15~20番(岩崎橋今里線(千日前通)以南))
生野区	生野西1~4丁目、生野東1~4丁目、勝山北3~5丁目、勝山南1~4丁目、舎利寺1~3 丁目、鶴橋1~5丁目、中川西1~3丁目、林寺1丁目、林寺2丁目(1~16番、17番の一部、 18番(生野線以北))、林寺3丁目、林寺5丁目、桃谷2丁目(5番の一部(生玉片江線以北))、 桃谷3~5丁目
天王寺区	下味原町、東上町
阿倍野区	阿倍野筋4丁目(18~24番)、阿倍野筋5丁目(10~13番)、阿倍野元町(1~2番(木津川 平野線(松虫通)以北))、共立通1~2丁目、天王寺町北1丁目(1~5番、6番の一部、 7~10番(天王寺吾彦線以東))、天王寺町北2~3丁目、天王寺町南1丁目(1番)、天 王寺町南2丁目(1番、2番、5番、6番)、天王寺町南3丁目(1番)、松虫通1丁目 (1~12番(木津川平野線(松虫通)以北))、松虫通2丁目、松虫通3丁目(1~4番、8番 (木津川平野線(松虫通)以北))、丸山通1~2丁目
西成区	岸里1丁目、聖天下1~2丁目、天下茶屋1~3丁目、天下茶屋東1~2丁目、 花園南1~2丁目